

議案第 4 3 号

市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

市川市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 1 2 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「所有地」の次に「(当該市内宗教法人の主たる事務所が存する同法第 3 条に規定する境内地又はこれに隣接する土地の区域に限る。)」を加え、同項第 3 号中「所有地」の次に「(当該市内公益法人の主たる事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地の区域に限る。)」を加え、同条第 2 項第 2 号中「又は市内公益法人が自己の所有地」を「が自己の所有地（当該市内宗教法人の主たる事務所が存する宗教法人法第 3 条に規定する境内地又はこれに隣接する土地の区域に限る。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 市内公益法人が自己の所有地（当該市内公益法人の主たる事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地の区域に限る。）に設置した納骨堂を經營しようとするとき。

第 9 条第 1 項第 4 号中「1. 5 平方メートル」を「1 平方メートル」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「5 0 メートル」を「1 0 0 メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日以後に改正後の第 6 条の規定による協議の申出のあったものについて適用し、同日前に改正前の第 6 条の規定による協議の申出のあったものについては、なお従前の例による。

理 由

墓地等とその周辺の生活環境との調和を図るとともに、墓地の敷地の有効利用を図るため、墓地等の経営の許可等の基準を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。